



消防団への入団促進

地域防災室

消防団は、消防本部や消防署と同様に市町村の消防機関の一つであり、消防団員は、本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて、地域の安心・安全の確保のために活動する非常勤特別職の地方公務員です。

さて、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、昨今の記録的集中豪雨、台風災害などの大規模災害において、消防団員は住民の避難誘導等を献身的に行ってきました。このように、消防団は、日頃の消火活動のみではなく、大規模災害時には昼夜を分かたず果敢に活動しており、地域防災力の中核として不可欠な存在となっています。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は年々減少し続けており、平成26年4月1日現在、約86万4千人で10年前の平成16年4月1日の約91万9千人に比べ、約5万5千人（約6.0%）減少し、地域における防災力の低下が懸念されています。

このような中、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成25年12月に成立しました。この法律では、消防団への加入促進などが規定され、消防庁では消防団の充実強化に向け、より一層、各種施策に取り組んでいます。

また、全国の消防防災機関では、消防団員の確保に向けた様々な取組を展開しているところですが、例年3月末から4月にかけて消防団員の退団が特に多くなる時期を迎えることから、今年度も1月から3月までの間、全国的な「消防団員入団促進キャンペーン」を実施します。

本キャンペーン期間中は、消防団員の確保に向けて、特に、事業所の協力促進並びに女性及び大学生等の入団促進に重点的に取り組むこととしています。

○消防団活動への事業所の協力の促進

現在の消防団員の約7割が、会社員などの被雇用者であり、消防団活動には、事業所の協力が不可欠となっています。平成18年度から消防団協力事業所表示制度がスタートしており、勤務中の出勤への便宜や従業員の入団促進を図るなど事業所ぐるみで積極的な活動を行っている事業所も多く、既に平成26年4月1日現在で「消防団協力事業所」として10,425事業所が認定されています。

○女性の入団促進

女性を消防団員として採用しようとする動きが全国的に広まっており、平成26年4月1日現在、全国で約2万2千人の女性消防団員が、火災予防広報、一般家庭や高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及啓発活動等、多岐にわたって活動しています。

○大学生等の入団促進

消防団員の高齢化が進む中、若年層の消防団員確保が課題となっています。大学生等の若い力を、消防団活動で発揮していただくことは大変有意義で、地域の防災力向上にも効果的です。平成26年4月1日現在で約2千7百人の大学生等（専門学校生を含む。）が消防団で活躍しています。

○消防団員入団促進等の取組事例



成人式でのPR活動の様子
(野洲市消防団)



スポーツ施設での入団促進活動の様子
(静岡市消防団)

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 山下
TEL: 03-5253-7561